

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャ ニシヤマセツビョウギョウ 株式会社 西山設備工業
 住所 奈良市 榛原 1-2-13-2
 代表者氏名 フリガナ ニシヤマ カズノ 代表取締役 西山 和男
 電話番号 TEL 0742-41-2480
 FAX番号 FAX 0742-48-2480
 メールアドレス k-n 2480@m3.kcn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 10 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

奈良市秋篠町1243-2
株式会社 西山設備工業
代表取締役 西山和男



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏
代表取締役 ニシヤマカズオ 西山和男	
取締役 ニシヤマツエ 西山陸江	
取締役 ニシヤマチシ 西山智	
監査役 ヨコヤマキ 横山幸	
事業の範囲	管工事業・水道施設工事業・土木工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 西山設備工業
上記事業所の所在地	郵便番号 631-0811 住所 奈良市秋篠町1243番地2 電話番号 0742-41-2480 FAX番号 0742-48-2480 メールアドレス k-n2480@m3.kcn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p>西山和男</p> <p>宇野聖史</p>	<p>第39173号</p> <p>第266120号</p>

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
(1) 切断用 機械器具	金切金屋		3	
(2) 加工用 機械器具	バンドソー		1	
	ビニールパイプカッター オスター(No.112)		1	
	パイプねじ切り器	1/2 ~ 1 1/2 ~ 3 1 ~ 2	2 1 1	
(3) 鉛管工具	トーチランプ		1	
	タンピン	φ13 ~ φ25	各 2	
	鉛管ヤスリ	羊丸・平	1	
	木づち		2	
(4) 接合用 機械器具	せん子器		1	
	パイプレンチ	250mm 350mm 600mm	6 6 4	
	チェンソー		6	
(5) 木工具	水工金屋		5	
(6) 土工工具	ノミ	大 中 小	各 2	
	シャベル バール ハンマー ランマー	大 小	各 6 4 3 2	
水圧テストポンプ (7) その他機械器具	コンクリートカッター 水中ポンプ		1 2	
	水圧テストポンプ	手動式 電動式	3 2	
(8) 運搬車両	電気ドリル ミニユンボ	0.03 ~ 0.1	各 5 1	
	軽自動車 17 貨物車		2 1	
工事標識 (9) 安全柵	37 タンク		1	
	工事標識・安全柵		各 3	

(注) 種類の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 奈良市秋篠町11243-2
住 所 株式会社 西山設備工業
代表者氏名 代表取締役 西山和男



水道事業者 殿

第三九一七三号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

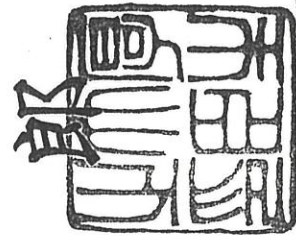
氏名 西山 和 男

昭和三十一年二月十二日生

水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第二六六一二〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 京都府

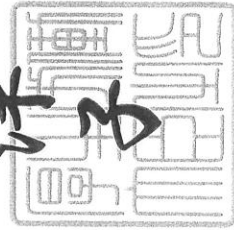
氏名 宇野 聖 史

昭和五十一年五月二日生

水道法(昭和三十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



現在事項全部証明書

奈良市秋篠町1243番地の2
株式会社西山設備工業

会社法人等番号	1500-01-001844		
商号	株式会社西山設備工業		
本店	奈良市秋篠町1243番地の2		
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	平成10年3月16日		
目的	1. 管工事業 2. 水道施設工事業 3. 消防施設工事業 4. 機械器具設置工事業 5. さく井工事業 6. 土木工事業 7. 上記各号に付帯関連する一切の事業		
発行可能株式総数	800株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株		
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する <div style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記</div>		
資本金の額	金1000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	西山和男	
			平成27年6月30日重任
			平成27年7月13日登記
	取締役	西山陸江	
		平成27年6月30日重任	
		平成27年7月13日登記	

奈良市秋篠町1243番地の2
株式会社西山設備工業

	取締役 西山智	平成27年 6月30日重任 ----- 平成27年 7月13日登記
	奈良市秋篠町1243番地の2 代表取締役 西山和男	平成27年 6月30日重任 ----- 平成27年 7月13日登記
	監査役 横昌幸	平成27年 6月30日就任 ----- 平成27年 7月13日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成27年 7月13日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成23年 4月20日設定	平成23年 4月25日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記

これは登記簿に記載されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成29年10月16日

奈良地方法務局
登記官

岡 本 泰 自



定 款

第 1 章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社西山設備工業と称する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管 工 事 業
2. 水 道 施 設 工 事 業
3. 消 防 施 設 工 事 業
4. 機 械 器 具 設 置 工 事 業
5. さ く 井 工 事 業
6. 土 木 工 事 業
7. 上 ・ 下 水 道 工 事 一 式
8. 給 排 水 衛 生 設 備 工 事 業
9. 給 水 装 置 工 事 業
10. 上 記 各 号 に 附 帯 す る 一 切 の 業 務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を奈良県奈良市に置く。

第4条 (公告の方法)

当社の公告は、官報に掲載する。

第 2 章 株 式

第5条 (発行する株式の総数及び額面株式1株の金額)

当社の発行する株式の総数は、800株とする。

当社の発行する額面株式の1株の金額は、金5万円とする。

第6条 (株券の種類)

当社の発行する株式は、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

第7条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第8条 (名義書換)

株式の取得により名義書換を請求するには、当社の所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

第9条 (質権の登録及び信託財産の表示)

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示のまっ消についても同様とする。

第10条 (株券の再発行)

株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

第11条 (手数料)

前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第12条 (株主名簿の閉鎖及び基準日)

当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日迄株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

第13条 (株主の住所等の提出)

当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出

なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

第 1 4 条 （招 集）

当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて招集する。

第 1 5 条 （議 長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長の事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにかわる。

第 1 6 条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第 4 章 取 締 役、取 締 役 会

代表取締役、及び監査役

第 1 7 条 （取締役及び監査役の員数）

当会社の取締役は10名以内とし、監査役は2名以内とする。

第 1 8 条 （取締役及び監査役の選任の方法）

当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

第19条 (取締役及び監査役の任期)

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第20条 (取締役会の招集及び議長)

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第21条 (役付取締役)

取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

第22条 (代表取締役)

社長は、当会社を代表し 会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

第23条（報酬）

取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

第24条（営業年度）

当会社の営業年度は毎年 10 月 1 日から翌年

9 月 30 日までの年 1 期とする。

第25条（利益配当）

利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

第 26 条 (設立に際して発行する株式)

当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式 200 株とし、その発行価額は 1 株につき金 5 万 円とする。

第 27 条 (最初の営業年度)

当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成 10 年 9 月 30 日までとする。

第 28 条 (最初の取締役及び監査役の任期)

当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 29 条 (最初の取締役及び監査役)

当会社の最初の取締役及び監査役は、次のとおりとする。

取 締 役 西 山 和 男 ・ 西 山 好 永 ・ 西 山 陸 江

監 査 役 萩 野 昇 一

この定款は現行定款に相違有りません。

平成 年 月 日

以上 株式会社西山設備工業 を設立するため、
この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 10 年 3 月 2 日

発 起 人 西 山 和 男



〃 西 山 好 永



〃 萩 野 昇 一 (印)



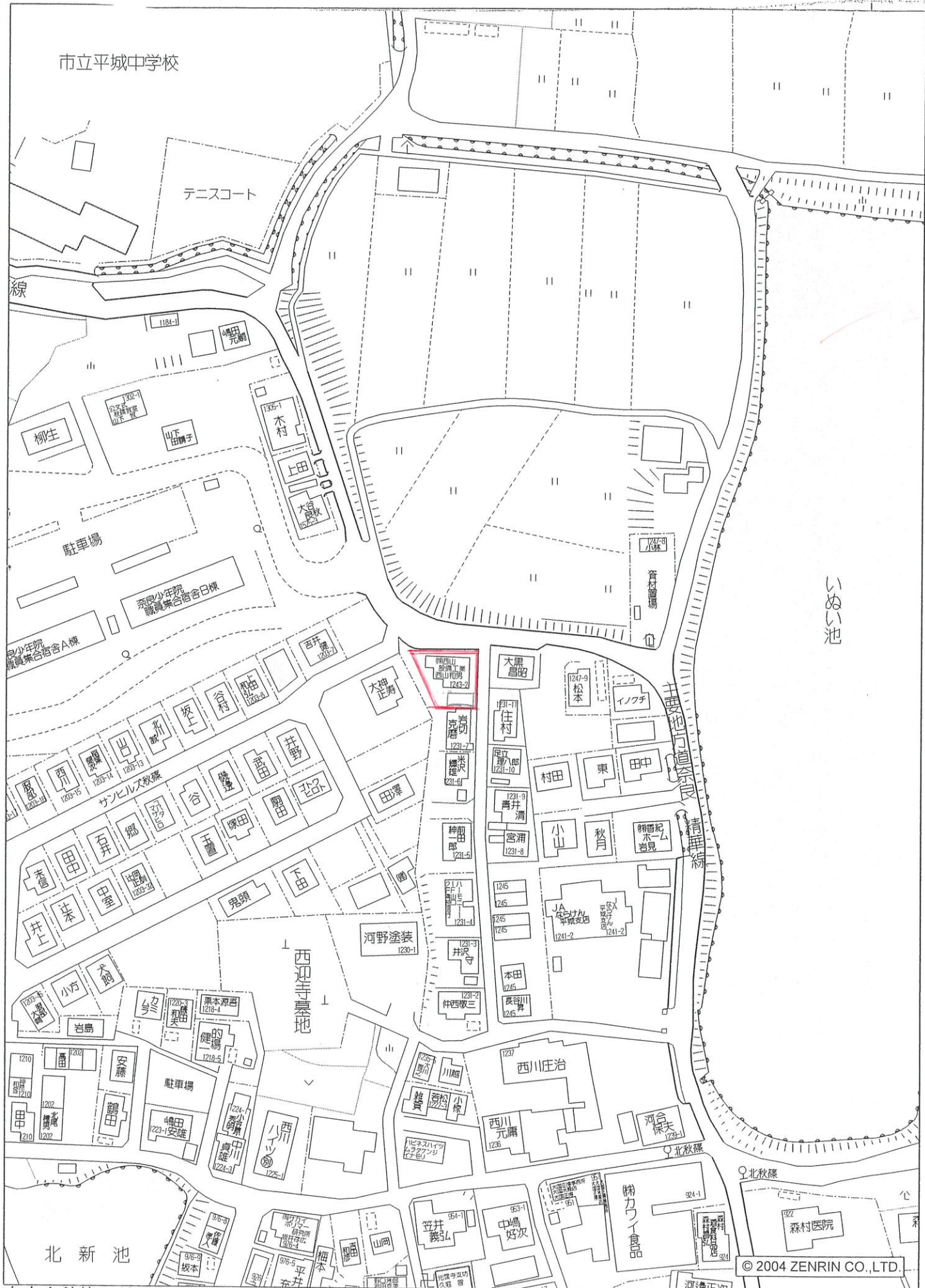
本款は現行定款の写しに相違ない事を証明する

29年10月23日

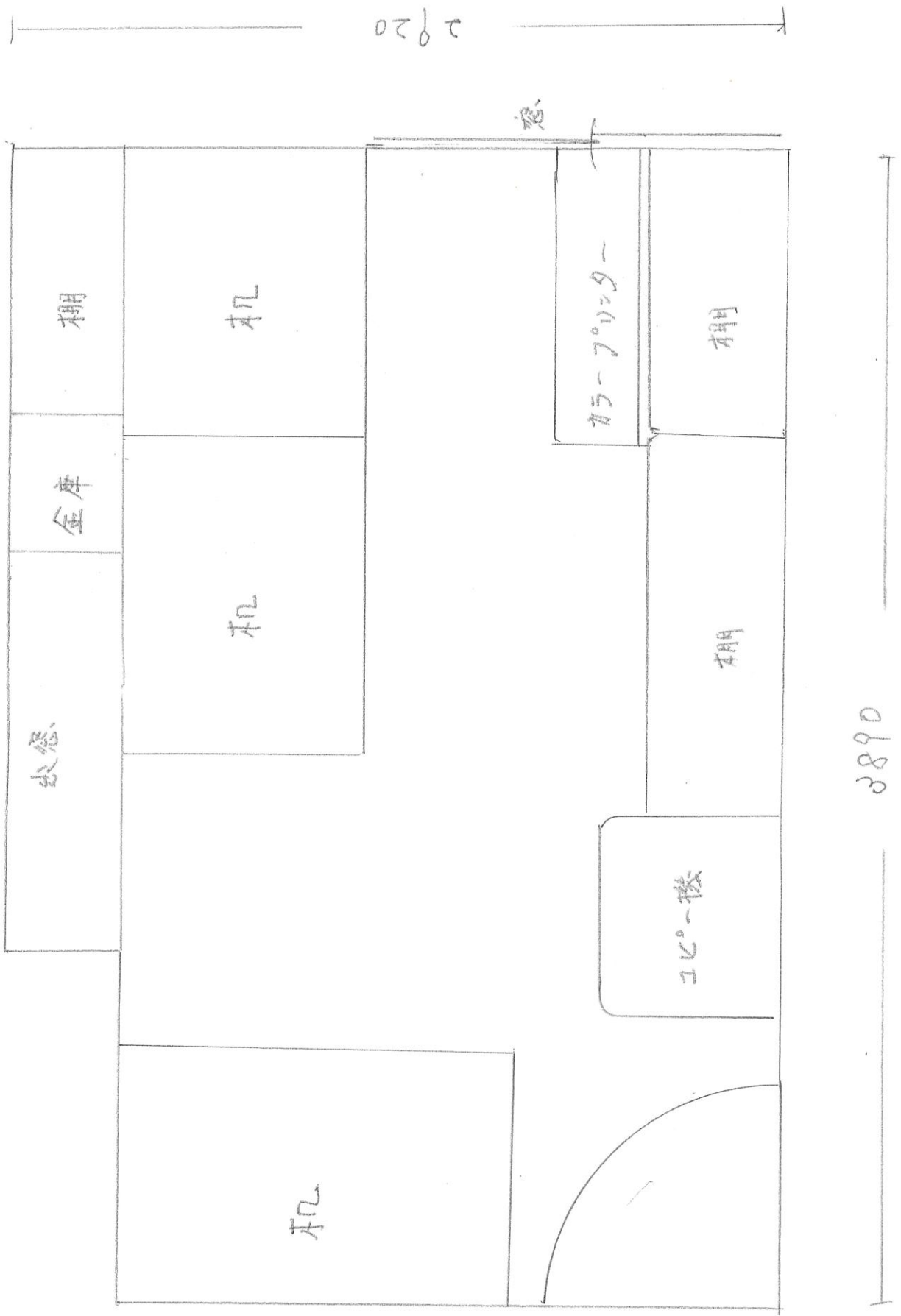
奈良市秋篠町1248-2
株式会社 西山設備工業
代表取締役 西山和男



店舗（倉庫）の付近見取図



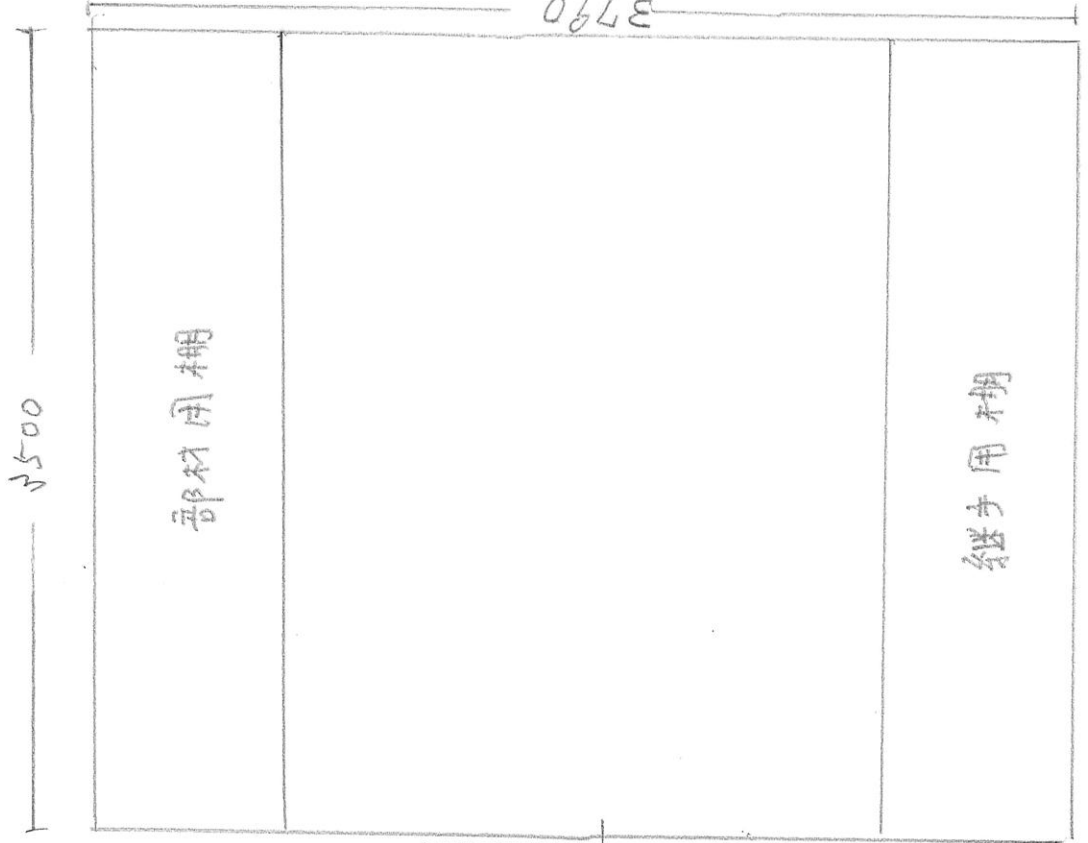
事務所



2920

3890

倉庫





事務所・倉庫

外観



事務所・倉庫

事務所



事務所・倉庫

倉庫

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 **株式会社 西山設備工業**
フリガナ住所 **奈良市秋篠町1243-2**
フリガナ代表者氏名 **代表取締役 西山和男**
 電話番号 **TEL 0742-41-2480**
 FAX番号 **FAX 0742-48-2480**
 メールアドレス **k-n2480@m3.kcn.ne.jp**



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 10 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者 奈良市秋篠町1243-2
株式会社 西山設備工業
代表取締役 西山和男



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 西山設備工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
西山和男	第39173号	
宇野聖史	第266120号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第三九一七三号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

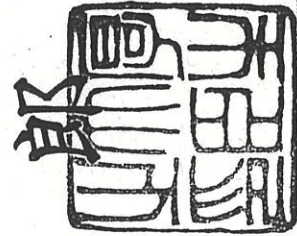
氏名 西山 和 男

昭和三十一年二月十二日生

水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第二六六一二〇号

給水装置事主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 宇野 聖 史

昭和五十一年五月三日生

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮 山 洋子

